

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第10条の2</u> ((復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p>	(新 設)
<p>(減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>10の2-1</u> 個人が震災特例法第10条の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産を当該各号の第3欄に掲げる区域内において当該各号の第4欄に掲げる事業の用に供した日の属する年(以下この項において「供用年」という。)の翌年以後の年において当該減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった減価償却資産に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</p>	(新 設)
<p><u>第10条の3</u> ((復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除))関係</p>	(新 設)
<p>(税額控除の適用がある適用期間の意義)</p> <p><u>10の3-1</u> 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、年の中途から同項に規定する適用期間(以下この項において「適用期間」という。)が開始する同条第1項に規定する適用年(以下この項において「適用年」という。)又は年の中途に適用期間が終了する適用年においては、その適用期間内に同条第1項に規定する被災雇用者等に対して支給する給与等の額が対象となることに留意する。</p>	(新 設)
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>10の3-2</u> 震災特例法第10条の3第1項の規定の適用上、給与等の額から控除する</p>	(新 設)

「他の者から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

(1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者雇用開発助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額

(2) 個人の使用人が法人に出向した場合において、その出向した使用人(以下この項において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人(出向元個人から出向者の出向を受けている法人をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人の負担すべき給与に相当する金額に限る。)

(支給する給与等のうち事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものの意義) (新 設)

10の3-3 震災特例法第10条の3第1項に規定する「その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの」には、法第57条第3項に規定する事業専従者について同項の規定により必要経費とみなされる金額は含まれないことに留意する。

第10条の5((復興産業集積区域における開発研究用資産の特別控除等))関係 (新 設)

(開発研究の意義) (新 設)

10の5-1 震災特例法第10条の5第1項に規定する開発研究(以下10の5-3までにおいて「開発研究」という。)とは、次に掲げる試験研究をいう。

(1) 新規原理の発見又は新規製品の発明のための研究

(2) 新規製品の製造、製造工程の創設又は未利用資源の活用方法の研究

(3) (1)又は(2)の研究を基礎とし、これらの研究の成果を企業化するためのデータの収集

(4) 現に企業化されている製造方法その他の生産技術の著しい改善のための研究

(専ら開発研究の用に供されるもの) (新 設)

10の5-2 震災特例法令第12条の5第2項に規定する「専ら(……)開発研究の用

に供される建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち産業集積の形成に資するもの」とは、専ら開発研究の用に供されるものをいうのであるから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものは、これに該当しないことに留意する。

(委託研究先への資産の貸与)

10の5-3 震災特例法第10条の5第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する開発研究用資産を自己の開発研究の委託先に貸与した場合において、当該委託先において当該開発研究用資産が専ら当該個人のためにする開発研究の用に供されるものであるときは、当該開発研究用資産は当該個人の行う開発研究の用に供したものとして取り扱う。

第11条((被災代替資産等の特別償却))関係

(同一の用途の判定)

11-1 震災特例法令第13条第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

- (1) 建物(その附属設備を含む。以下11-9までにおいて同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分
- (2) 構築物にあっては、鉄道業用又は軌道業用、その他の鉄道用又は軌道用、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分
- (3) 機械及び装置にあっては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類の種類区分
- (4) 船舶にあっては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(しゅんせつ船及び砂利採取船を含む。)、その他の区分
- (5) 航空機にあっては、航空運送事業用、航空機使用事業用、自家用の区分

(新設)

第11条((被災代替資産等の特別償却))関係

(同一の用途の判定)

11-1 震災特例法令第13条第2項各号に規定する「その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される」ものであるかどうかは、その資産の種類に応じ、おおむね次に掲げる区分により判定する。

- (1) 建物(その附属設備を含む。以下11-9までにおいて同じ。)にあっては、住宅の用、店舗又は事務所の用、工場の用、倉庫の用、その他の用の区分
- (2) 構築物にあっては、鉄道業用又は軌道業用、その他の鉄道用又は軌道用、発電用又は送配電用、電気通信事業用、放送用又は無線通信用、農林業用、広告用、競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用、緑化施設及び庭園、舗装道路及び舗装路面、その他の区分
- (3) 機械及び装置にあっては、耐用年数通達付表10((機械及び装置の耐用年数表(旧別表第2)))に掲げる設備の種類の種類区分
- (4) 船舶にあっては、漁船、運送船(貨物船、油そう船、薬品そう船、客船等をいう。)、作業船(しゅんせつ船及び砂利採取船を含む。)、その他の区分
- (5) 航空機にあっては、航空運送事業用、航空機使用事業用、自家用の区分

(6) 車両及び運搬具にあつては、次に掲げる車両及び運搬具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる用途の区分

イ 道路運送車両法第4条((登録の一般的効力))に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車、同法第72条第1項((検査記録))に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されている二輪の小型自動車及び同項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されている検査対象軽自動車 運送事業用、自家用の区分

ロ 同法第97条の3第1項((検査対象外軽自動車の使用の届出等))の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車 事業用、自家用の区分

ハ 地方税法第442条の2第1項((軽自動車税の納税義務者等))の規定の適用を受ける小型特殊自動車 農耕作業用、その他の区分

ニ 鉄道事業法第13条第1項((車両の確認))に規定する確認(同条第2項に規定する確認を含む。)を受けた車両 普通鉄道、普通鉄道(新幹線鉄道)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道、その他の鉄道の区分

(注) 1 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する被災建物(以下この項及び11-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下11-10までにおいて同じ。)をした建物(以下この項及び11-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

2 地方税法第442条の2第1項の規定の適用を受ける原動機付自転車については、用途の判定を要しない。

(6) 車両及び運搬具にあつては、次に掲げる車両及び運搬具の区分に応じ、それぞれ次に掲げる用途の区分

イ 道路運送車両法第4条((登録の一般的効力))に規定する自動車登録ファイルに登録されている自動車、同法第72条第1項((検査記録))に規定する二輪自動車検査ファイルに登録されている二輪の小型自動車及び同項に規定する軽自動車検査ファイルに登録されている検査対象軽自動車 運送事業用、自家用の区分

ロ 同法第97条の3第1項((検査対象外軽自動車の使用の届出等))の規定により車両番号の指定を受けている検査対象外軽自動車 事業用、自家用の区分

ハ 地方税法第442条の2第1項((軽自動車税の納税義務者等))の規定の適用を受ける小型特殊自動車 農耕作業用、その他の区分

ニ 鉄道事業法第13条第1項((車両の確認))に規定する確認(同条第2項に規定する確認を含む。)を受けた車両 普通鉄道、普通鉄道(新幹線鉄道)、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道、その他の鉄道の区分

(注) 震災特例法令第13条第2項第1号に規定する被災建物(以下この項及び11-3において「被災建物」という。)又は当該被災建物に代わるものとして取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下11-10までにおいて同じ。)をした建物(以下この項及び11-3において「被災代替建物」という。)が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が被災建物と同一の用途に供されるものであるかどうかは、各々の用途に区分して判定するのであるが、個人が主たる用途により判定しているときは、これを認めて差し支えない。

被災建物が用途の異なる2以上の建物である場合において、一の被災代替建物が2以上の用途に併用される建物であるとき、又は一の被災建物が2以上の用途に併用されている場合において、被災代替建物が用途の異なる2以上の建物であるときも、同様とする。

第11条の2((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)関係

(新 設)

(適用要件の判定単位)

11の2-1 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規定する各独立部分(以下11の2-4までにおいて「各独立部分」という。)の数が10以上であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋(以下11の2-5までにおいて「共同住宅」という。)の1棟ごとに判定することに留意する。

(新 設)

また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。

(共同住宅のうちに被災者向け優良賃貸住宅に該当しない部分がある場合の取扱い)

(新 設)

11の2-2 個人の有する一の共同住宅のうちに震災特例法令第11条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅(以下この項及び11の2-4において「被災者向け優良賃貸住宅」という。)とそれ以外のものがある場合には、当該共同住宅のうち当該被災者向け優良賃貸住宅に係る部分について同条第1項の規定の適用があることに留意する。この場合において、当該被災者向け優良賃貸住宅に係る割増償却額の計算の基礎となる普通償却額(法第49条第1項((減価償却費の償却費の計算及びその償却の方法))の規定によりその年分の償却費の額として計算した金額をいう。以下この項において同じ。)は、例えば、当該共同住宅に係る普通償却額に当該共同住宅の床面積に占める被災者向け優良賃貸住宅の床面積の割合を乗じて計算するなど合理的に算定するものとする。

(各独立部分の範囲)

(新 設)

11の2-3 各独立部分とは、建物の構成部分である隔壁、扉、階層(天井及び床)等によって他の部分と完全に遮断されている部分で、独立した出入口を有するなど独立して住居その他の用途に供することができるものをいう。

したがって、例えば、ふすま、障子等又はベニヤ板等の堅固でないものによって仕切られている部分及び階層で区分されていても独立した出入口を有しない部分は、各独立部分には該当しない。

(注) 外部に接する出入口を有しない部分であっても、共同で使用すべき廊下、階

段、エレベーター等の共用部分のみを通して外部と出入りすることができる構造となっているものは、独立した出入口を有するものに該当する。

(各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合の取扱い)

(新 設)

11の2-4 共同住宅の各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合において、その住宅以外の用に供されている部分の床面積が当該各独立部分の床面積の10分の1以下であるときは、当該各独立部分は被災者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱う。

(資本的支出があったため取得価額基準を超えることとなったものについての不適用)

(新 設)

11の2-5 震災特例法第11条の2第1項の規定の適用を受けている共同住宅について同項の規定の適用を受ける期間内に資本的支出がされたため、当該共同住宅の当初の取得価額に資本的支出の額を加算した金額から除却部分の取得価額を控除した金額が震災特例法令第13条の2第2項第2号に規定する金額を超えることとなった場合には、当該共同住宅は震災特例法第11条の2第1項の規定を適用することができないことに留意する。

(床面積の意義)

(新 設)

11の2-6 震災特例法令第13条の2第2項第3号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

(サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度に関する取扱いの準用)

(新 設)

11の2-7 震災特例法第11条の2の規定による対象資産の範囲等については、措置法通達14-1、14-3及び14-4に準じて取り扱う。